

大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター
オープンラボラトリー利用専門委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所施設委員会内規第6条第3項の規定に基づき、産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリー利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、オープンラボラトリーの利用に関し必要な事項について審議し、その結果を産業科学研究所施設委員会委員長に報告し承認を得る。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員
- (2) 産業科学研究所施設委員会内規第3条第1項第6号の委員
- (3) 工学研究科、理学研究科、基礎工学研究科から選ばれた専任教授 各1名
- (4) その他専門委員会が必要と認めた者

2 委員は、産業科学研究所長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(議事)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 専門委員会の議事は、特に定める場合のほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 休職中の者及び海外渡航中の者は、第1項の定足数から除外することができる。

(ワーキンググループ等)

第7条 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

(事務)

第8条 専門委員会に関する事務は、産業科学研究所事務部で行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 第3条第3項本文の規定にかかわらず、この内規の施行後最初に選出される同条第1項第2号の委員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 3 第3条第3項本文の規定にかかわらず、この内規の施行後最初に選出される同条第1項第3号の委員の任期は、平成23年9月30日までとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。